

# はじめに

## 一般社団法人 神奈川県高圧ガス流通保安協会

この度、平成30年4月より神奈川県下の政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）に於いて高圧ガス保安法の管轄が県工業保安課より各政令指定都市の消防局へ権限移譲されました。（上記以外の市町村の管轄に関しては、従来通り県工業保安課となります。）

これにより神奈川県下では、神奈川県、横浜市消防局、川崎市消防局、相模原市消防局の4箇所が高圧ガス保安法の指導・取締が行われることを踏まえ、当協会では高圧ガス容器による事故の発生を未然に防ぐ為に、神奈川県制定『神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針』をもとに今後は、『一般社団法人 神奈川県高圧ガス流通保安協会策定高圧ガス保安管理適正指針』とし神奈川県下に於ける高圧ガス消費事業者へこれをもって指導してまいります。

神奈川県 制定

『神奈川県高圧ガス容器適正管理指針』

平成元年9月1日から 『神奈川県高圧ガス容器適正管理指針』施行する。

平成13年12月1日から 一部改訂して施行する。

平成30年4月1日から 『神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針』とする。

## 神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針

### 1 目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）に基づく保安上必要な事項を定めることにより、神奈川県内の高圧ガスによる災害を防止することを目的とする。

### 2 適用範囲

この指針は、特に定めのない限り、法で定める許可、届出を必要とする施設について適用する。

### 3 販売業者（販売に係る事項）

高圧ガスの販売にあつては、法、一般則で液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 販売事業者は、6ヶ月に1回以上、消費先における高圧ガス容器の管理状況を確認し、必要に応じて指導すること。

### 4 消費者（消費に係る事項）

高圧ガスの消費にあつては、法、一般則及び液石則で定めるほか、次の各号に掲げる事項を満たすこと。

- (1) 使用済みの高圧ガス容器は、直ちに販売事業者へ返却すること。
- (2) 高圧ガス容器は、原則として6ヶ月以上留置しないこと。

## 一般社団法人 神奈川県高圧ガス流通保安協会策定 高圧ガス保安管理適正指針

### 1 目的

この指針は一般社団法人 神奈川県高圧ガス流通保安協会（以下「協会」という。）及び協会員が高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第1条に基づき、高圧ガス容器の放置を防止するとともに放置された高圧ガス容器を迅速、適正に処理することにより、放置容器による災害の発生を防止することを目的とする。

### 2 用語の意義

この指針において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 放置容器  
現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。
- (2) 高圧ガス消費事業者  
容器に充てんされた高圧ガスを消費して事業活動を行う者をいう。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第2項に規定する「一般消費者等」を除く。

### 3 協会の業務内容

協会は、1.の目的を達成するため、次の措置をとるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、協会員、関係事業者及び高圧ガス消費事業者に対して常に啓発を行うこと。
- (2) 使用済み高圧ガス容器の回収を円滑に行うため、次の措置を行うこと。
  - ア 放置容器の処理体制を確立する。
  - イ 高圧ガス容器の放置を発見した者が速やかに処理機関に通報できる体制を確立する。
  - ウ 回収した高圧ガス容器の共同集積場を設ける。
  - エ 共同集積場に搬入された容器について、速やかに所有者に返却する措置をとる。
- (3) (1)及び(2)について広報する。

### 4 協会員が努める措置

協会員は、1.の目的を達成するため、次の措置をとるように努めなければならない。

- (1) 高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社取り扱い高圧ガス容器の管理を行うこと。
- (2) 使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、高圧ガス消費事業者からの依頼があつた場合は、自社取り扱い容器以外の容器であっても回収すること。この場合、回収した自社所有容器以外の容器は、協会が指定する高圧ガス容器共同集積場に搬入すること。
- (3) 高圧ガスの販売にあつては容器の使用等に関する契約を必ず締結したうえで、原則貸与することとし、高圧ガス消費事業者にその旨を明示すること。例外として容器ごと売却する場合は、放置容器にならないように、高圧ガス容器の譲渡及び代理登録に係わる契約書を締結すること。
- (4) 高圧ガス容器は、常にその所有者を明確に識別できるようにすること。
- (5) 高圧ガス容器は原則として6ヶ月以上継続して同一の消費事業所に留置しないこと。
- (6) 従業員に対して、少なくとも1年間を通じて2回以上保安に関する教育を行うこと。
- (7) 6ヶ月に1回以上、消費先における高圧ガス容器の管理状況を確認し、必要に応じ次の管理状況を調査し、保安を維持するため次の指導を行うこと。
  - ア 高圧ガス容器管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受け払い状況等の管理を行う。
  - イ 高圧ガスに関する保安管理組織を設けて高圧ガス容器の管理責任者を置く。
  - ウ 高圧ガス容器は、一定の場所で管理し、毎日作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理責任者が管理状況を確認し記録する。
  - エ 使用済みの高圧ガス容器は、直ちに高圧ガス供給事業者へ返却することとし、残ガスのある容器であっても、原則として6ヶ月以上留置しない。
  - オ 高圧ガスを取り扱う従業員に対して、1年間を通じて1回以上、高圧ガス保安に関する教育を実施する。

### 5 その他

この指針は、平成30年4月1日から施行する。